



平成 27 年 7 月 29 日

各 位

福岡県福岡市中央区薬院一丁目 1 番 1 号
メディアファイブ株式会社
代表取締役社長 上野 英理也
(コード番号：3824 Q-Board)
問合せ先：管理本部長 河野 活
(電話番号：092-762-0555)
<http://www.media5.co.jp/>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 7 月 29 日開催の取締役会において、定款を一部変更する議案を、平成 27 年 8 月 27 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、変更案第 31 条第 2 項の一部を変更するものであります。

なお、当該変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線が変更部分)

現行定款	変更案
第 6 章 取締役及び監査役の責任免除 (損害賠償責任の一部免除) 第 31 条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役及び社外監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、 <u>社外取締役</u> については 50 万円以上で予め定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額、 <u>社外監査役</u> については法令が定める金額とする。	第 6 章 取締役及び監査役の責任免除 (損害賠償責任の一部免除) 第 31 条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> 及び <u>監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> については 50 万円以上で予め定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額、 <u>監査役</u> については法令が定める金額とする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 8 月 27 日
定款変更の効力発生日	平成 27 年 8 月 27 日

以上